

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
質問及び回答（入札説明書）

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書		4	2	1	(6)	エ	(7)	a		統括マネジメント業務	統括マネジメント業務の実施期間は「全段階」となっていますが、当該業務に係る対価については、設計及び建設段階は「サービス購入料A2」、管理運営段階は「サービス購入料B1」に計上しても良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集の質問回答のNo4、No5番もご参照ください。
2	入札説明書		4	2	1	(6)	オ	(7)	a		市からのサービス対価	入札書類および提案書類提出後に交付金（サービス購入料A1）が減少した場合、当該減少額はサービス購入料A2の増額となりますが、割賦払いではなく建設工事終了後に一括で支払うようお願い致します。（割賦払いの増額となると割賦金利相当額が変更となり、事業収支に大きな影響を与える場合があります）	入札説明書に記載のとおりとします。
3	入札説明書		5	2	1	(6)	オ	(7)			PFI事業者の燃料化物販売・改良土販売による収入	改良土販売及び代金回収を、PFI事業者から第三者委託された者が代行することは可能でしょうか？ 事業提案書(案)第53条(第三者による実施)第2項に「…事前に市の承諾を得たときは、事業者は、管理運営担当者以外の第三者に管理運営業務の一部を実施させることができる」をありますが、上記の「改良土販売及び代金回収」は、「一部」に該当する、と理解してよろしいでしょうか？ 第三者委託されたものが実施可能なようにしていただきたく存じます。	改良土販売など一部の業務を委託することは差支えありません。
4	入札説明書		6	2	1	(7)					事業スケジュール	「仮契約の締結」の記載がありませんが、本事業では、基本協定後における仮契約の手続きは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。（SPCは、事業契約の締結が予定されている平成28年5月までに設立すればよいとの理解でよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	4	6	2	1	(6)	カ				PFI事業者の市への主な支払い	焼却灰（改良土）価格の変動による単価見直しについては「別紙4 焼却灰の単価改訂」で算定式が示されていますが、改良土料金も同様な算定によって処理料金を見直される、という理解でよろしいでしょうか？	焼却灰の単価改定と改良土料金は異なります。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
6	入札説明書		8	3	1	(2)	イ				各業務にあたる者の資格要件	本事業範囲において、焼却灰の購入が含まれていますが、貴市の一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）のうち「不用品買受」などの登録は不要でしょうか。	「不用品買取」の登録は必要ありません。
7	入札説明書		10	3	1	(2)	イ	(5)			燃料化物の有効利用業務にあたる者	「燃料化物の有効利用業務にあたる者」とは、貴市より燃料を購入する者であり、燃料利用先ではないと考えて良いでしょうか。	燃料利用先は、燃料化物の有効利用業務にあたる者に該当します。
8	入札説明書		11	3	1	(4)	ア				入札説明書等の承諾	「～入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。」とありますが、入札説明書等と入札説明書に先行して貴市が公表した書類（実施方針およびその回答など）も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書		11	3	1	(4)	ア				入札説明書等の承諾	「…入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。」とありますが、「入札説明書等」にはH27.4.7に貴市より公表されました実施方針、要求水準書(案)、モニタリング計画(案)、それらへの質疑回答が含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	No8をご参照ください。
10	入札説明書		14	4	1						入札スケジュール	入札説明書等に関する質問について、一次、二次と2回ありますが、3回に増やして頂けないでしょうか。	質問回答の回数を増やす予定はありません。
11	入札説明書		14	4							入札スケジュール	入札説明書等に関する質問の受付の機会が2回となっておりますが、提案書作成の過程での質疑も十分に予想されます。現状だと9月2日時点で質疑できない状況となってしまいますが、適切な提案ができるよう、9月2日以降も質疑機会の拡大について要望致します。	No10をご参照ください。
12	入札説明書		14	4							入札スケジュール	「入札説明書等に関する質問」において平成27年9月2日以降に第三次の質問を受け付けていただけないでしょうか。	No10をご参照ください。
13	入札説明書		18	4	2	(4)	ウ				入札参加資格申請書等の提出	持参にて提出の場合も「二重封筒とし、入札参加資格確認審査に……と朱書きすること」の対応は必要でしょうか？	厳格な審査を行うため、必要になります。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
14	入札説明書		26	6	1	(3)	イ				事業契約の締結	事業契約の締結について、各定義の理解度に相違がないか相互に協議を行えるものと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書の締結については、一定の協議期間を設けています。
15	入札説明書		27	6	1	(3)	イ				事業契約の締結	事業契約締結に向けて、貴市と事業者による入札説明書等の解釈の確認は行えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札説明書		27	6	1	(3)	イ				事業契約の締結	「事業契約締結にあたっては、・・・変更できないことに留意すること」とありますが、貴市とPFI事業者による入札説明書等の解釈の確認は行えると理解してよろしいでしょうか？	No15をご参照ください。
17	入札説明書	1	35		1	(1)					サービス購入料の支払方法	本件の新規施設は、①汚泥燃料化施設、②新第1号焼却炉、③改良土プラントの3種類がありますが、事業契約書（案）別紙1記載の通り、各施設の引渡予定日が異なることから、サービス購入料A2の割賦元本及び割賦金利は3本に分かれて民間事業者を支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	支払いは1本にすることを想定しています。内訳として各施設毎に分かれることを想定しています。
18	入札説明書	1	35		1	(1)					サービス購入料A1	「設計費(必要な調査費を含む)」とありますが、具体的にはどのような調査を見込まれているのでしょうか？ご教示をお願い致します。	要求水準書 p 4 の設計段階の業務に記載の事前調査です。
19	入札説明書	1	36		1	(1)					サービス購入料B4について	サービス購入料B4について、①燃料化施設、②汚泥焼却炉新1号炉 は異なる施設であり、それに伴い管理運営にかかるユーティリティ(トンあたりの金額)も異なります。 様式5-3管理運営費に記載のサービス購入料B4については、各設備ごとの単価を記載する、という理解でよろしいでしょうか？	サービス購入料B4は、様式5-3の項目に従い記載してください。なお、内訳として施設毎の単価を記載することは差支えありません。
20	入札説明書	1	35		1	(2)	ア	(7)			サービス購入料A1 支払方法	「国から市に交付される交付金が、現在の想定金額よりも減額された場合には、・・・」とありますが、PFI事業者としての融資計画にも影響を与えるため、平成28年から平成33年までの建設交付金の設備計画の内容を開示いただけますでしょうか？	建設交付金の計画はありません。交付金は入札説明書 p 37 に記載の割合で算定してください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
21	入札説明書	1	35		1	(2)	ア	(7)			サービス購入料A1 支払方法	「市は、国から市に交付される交付金が、現在の想定金額よりも減額された場合には、上記のサービス購入料A1(予定額)を減額して支払う。差額分はサービス購入料A2(予定額)を増減させることを想定する。」とありますが、サービス購入料A1の減額に伴いサービス購入料A2が増額されることは、そのまま融資金額の増額に繋がり、金利面ほかで事業収支に大きな影響を及ぼします。交付金申請に伴う交付金額の増減については、サービス購入料A1にて調整いただけるようお願い致します。	No2をご参照ください。
22	入札説明書	1	35		1	(2)	ア	(7)			サービス購入料A1の支払い方法	「国から市に交付される交付金が、現在の想定金額よりも減額された場合には、上記のサービス購入料A1(予定額)を減額して支払う。差額分はサービス購入料A2(予定額)を増減させることを想定する。」とありますが、サービス購入料A1の減額による場合、事業運営を悪化させる恐れがあります。実際に交付金が現在の想定より減額された場合でも、A1相当額についてはA1での支払いをお願いします。	No2をご参照ください。
23	入札説明書	1	35		1	(2)	ア	(7)			サービス購入料A1 支払方法	「国から市に交付される交付金が、現在の想定金額よりも減額された場合には、・・・」とありますが、PFI事業者としての融資計画にも影響を与えるため、平成28年から平成33年までの建設交付金の設備計画の内容を開示いただけますでしょうか。	No20をご参照ください。
24	入札説明書	1	36		1	(2)	ア	(7)			サービス購入料A1	サービス購入料A1は、消費税及び地方消費税が加算されてPFI事業者に支払われるとの理解でよろしいでしょうか？	サービス購入料A1は、消費税及び地方消費税を含めて支払います。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
25	入札説明書	1	37		1	(2)	ア	(7)			交付金	<p>本事業の設計・建設業務に係る交付金は、「設計費50%、建設工事費55%、解体費55%」で算定するとありますが、この場合、法人税法第64条などに規定される「長期大規模工事」に該当すると見込まれます。</p> <p>(※長期大規模工事の該当要件：工事着手から引渡しまでの期間が1年以上かつ請負対価が10億円以上、請負対価の1/2以上が、引渡期日から1年を経過する日後に支払われないこと)</p> <p>このため、本事業においてSPCは、一般的なPFI事業のような長期割賦販売に基づく「延払基準」ではなく、「工事進行基準」に基づいて消費税を申告する必要があると考えられます。</p> <p>上記の経理処理を前提とした場合、各施設の引渡年度において、サービス購入料A1だけでなく、サービス購入料A2の総額も全額売上計上され、当該売上に係る受取消費税が課税されることとなります。現状のサービス購入料A2の支払条件では、四半期毎に消費税及び地方消費税が支払われることから、引渡年度の決算において資金不足が生じることが想定されます。</p> <p>以上より、本事業の施設整備が、「長期大規模工事」に該当した場合には、サービス購入料A2に係る消費税及び地方消費税の支払方法の変更をご検討頂きたいと存じます。</p>	<p>売上計上基準の適用、消費税の支払い時期については事業者側で検討のうえ適切と考える方法としてください。そのうえで資金繰り面で支障のないよう必要に応じて資金調達をお願いします。</p>
26	入札説明書	1	37		1	(2)	ア	(7)			交付金の算定	<p>「設計費」の交付金割合は50%で算定することとありますが、提案書の作成上は、様式5-2の「サービス購入料A1、A2の内訳1」の「1 設計費」に計上する金額の50%が交付金対象に該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>交付金対象となる施設の設計費の50%が交付金の見込み額になります。</p>
27	入札説明書	1	37		1	(2)	ア	(7)			交付金の算定	<p>「建設工事費」の交付金割合は55%で算定することとありますが、提案書の作成上は、様式5-2の「サービス購入料A1、A2の内訳1」の「3 建設費」の各項目に計上する年度合計金額の55%が交付金対象に該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>交付金対象となる施設の建設費の55%が交付金の見込み額になります。</p>

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
28	入札説明書	1	37		1	(2)	ア	(7)			交付金の算定	「解体費」の交付金割合は55%で算定することとありますが、提案書の作成上は、様式5-2の「サービス購入料A1、A2の内訳1」の「2 解体費」に計上する年度額（「解体有価物販売費」を控除後の金額）の55%が交付金対象に該当するとの理解でよろしいでしょうか？ 交付金申請時に「解体費」が交付金対象外となることへの懸念があります。	ご理解のとおりです。
29	入札説明書	1	37		1	(2)	ア	(7)			交付金の算定	交付金の割合は、「設計費50%、建設工事費55%、解体費55%」で算定することとありますが、様式5-2の「設計業務費および建設業務費」合計額のうち、サービス購入料A1が50%以上になる場合、法人税法第64条などに規定される「長期大規模工事」に該当する可能性があります。「長期大規模工事」に該当する場合、SPCは一般的なPFI事業のように長期割賦販売に基づく「延払基準」ではなく、「工事進行基準」に基づいて消費税を申告する必要があり、上記の経理処理を前提とした場合、各施設の引渡年度においては、サービス購入料A1だけでなく、サービス購入料A2の総額も「全額売上」として認識され、当該金額に係る受取消費税（例えば、サービス購入料A2の割賦元本総額が50億円、消費税率8%と想定した場合は4億円）が課税されることとなります。（現状想定されているサービス購入料A2の支払条件では、消費税及び地方消費税は四半期毎に支払われることになっているため、引渡年度決算に係る消費税の申告時において多額の資金不足が発生すると考えられます。） このため、事業契約の締結後、本事業に係る施設整備が「長期大規模工事」に該当することが明らかになった場合、サービス購入料A2に係る消費税及び地方消費税の支払方法について変更していただけないでしょうか。	No25をご参照ください。
30	入札説明書	1	37		1	(2)	ア	(4)			(2)ア(イ)支払時期	各年度毎にサービス購入料A1を支払うとしていますが、年度の途中で消費税改定があった際は改定日を起算にサービス購入料も改定となる理解で宜しかったですでしょうか。	各年度毎に支払うサービス購入料A1は、各年度末における消費税率を基準にします。
31	入札説明書	1	37		1	(2)	ア	(4)			(2)ア(イ)支払時期	検査からサービス購入料支払までの詳細なスケジュールと手続き方法についてご教示ください。	手続については、モニタリング基本計画のp4~5をご参照ください。スケジュールについては、原則として請求書受領から40日以内に支払います。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
32	入札説明書	1	37		1	(2)	ア	(4)			(2)ア(イ)支払時期	前払保証とは具体的にどのような手続きでしょうか。詳細をご教示願います。	事業契約書第10条に記載の契約の保証をご参照ください。
33	入札説明書	1	37		1	(2)	イ	(7)			サービス購入料A2の支払方法	サービス購入料A2の支払方法は、元利均等返済で支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書	1	37		1	(2)	イ	(7)			サービス購入料A2の支払方法	本件の新規施設は、①汚泥燃料化施設、②新第1号焼却炉、③改良土プラントの3種類あり、引渡日も異なることから、サービス購入料A2の支払回数は以下の通りになるとの理解で宜しいでしょうか。 ①汚泥燃料化施設：支払回数80回 ②新第1号焼却炉：支払回数68回 ③改良土プラント：支払回数76回	サービス購入料A2の支払い回数は80回になります。ただし引渡日が異なることから、その内訳を考えた場合、施設毎に割賦元本等の計上回数が異なることになります。
35	入札説明書	1	37		1	(2)	イ	(7)			サービス購入料A2の支払方法	「市は、PFI事業者から施設引渡しを受けた後で、PFI事業者に対して、本施設的设计建設費からサービス購入料A1を除いた残額を、分割してPFI事業者に対して支払う。」とありますが、本事業の場合、引渡日は、事業契約書(案)別紙1記載の通り、①汚泥燃料化施設、②新1号焼却炉、③改良土施設の3種類あり、サービス購入料A2の割賦元本及び割賦金利は、3本に分けて算出する必要がある(四半期毎のサービス購入料A2は、3本の合計金額になる)との理解でよろしいでしょうか。また、上記の通り、サービス購入料A2が3本に分かれる場合、「事業者の開業に伴う諸費用」や「融資組成料」などは、各施設に係るサービス購入料A2に按分して計上するとの理解でよろしいでしょうか。	No34をご参照ください。
36	入札説明書	1	37		1	(2)	イ	(7)			サービス購入料A2の支払方法	「分割してPFI事業者に対して支払う」とありますが、支払方法は「元利均等支払」でも「元金均等支払」でも可と理解してよろしいでしょうか？	No33をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
37	入札説明書	1	37	1	(2)	イ	(7)				サービス購入料A2の支払方法	「四半期毎に年4回、計80回」とありますが、各施設（汚泥燃料化施設、新1号焼却炉、改良土施設）の引渡日（または基準金利決定日）の違いにより、施設毎の支払回数は異なるとの理解でよろしいでしょうか。（施設毎の支払回数は、汚泥燃料化施設については80回、改良土施設は基準金利の決定が平成32年3月になることから76回、第1号焼却炉は引渡が平成34年3月になることから68回になるという理解でよろしいでしょうか。）	No34をご参照ください。
38	入札説明書	1	37	1	(2)	イ	(7)				サービス購入料A2の支払方法	本件の新規施設は、①燃料化施設、②汚泥焼却炉新1号炉、③改良土プラントの3種類がありますが、事業契約書（案）別紙1記載の通り、各施設の引渡予定日が異なることから、サービス購入料A2の割賦元本及び割賦金利は3本に分かれて民間事業者を支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	No17をご参照ください。
39	入札説明書	1	37	1	(2)	イ	(7)				(2)イ(ア)支払方法	サービス購入料A2について、金融機関の融資のアレンジメントフィー等も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	入札説明書	1	37	1	(2)	イ	(7)				(2)イ(ア)支払方法	サービス購入料A2は施設引渡後に支払うとしておりますが、施設引渡は想定される3施設全ての引渡完了後でしょうか。若しくは各施設ごとに引渡を行い、施設ごとの購入料が支払われるのでしょうか。	各施設毎の引渡しになります。サービス購入料の支払い方法については、No17をご参照ください。
41	入札説明書	1	37	1	(2)	イ	(7)				(2)イ(ア)支払方法	No39と重複しますが、新1号炉の稼働が平成34年を予定しておりますが、新1号炉についてのサービス購入料A2は計80回支払われるのでしょうか。若しくは、先行して燃料化施設と改良土プラントが稼働開始しますが、先行分のサービス購入料に新1号炉分が追加されることとなるのでしょうか。	No34をご参照ください。
42	入札説明書	1	37	1	(2)	イ	(7)				サービス購入料A2支払時期	「市は、PFI事業者に対して、四半期毎に年4回、計80回にて請求を受け、支払うこととする。」とありますが、支払いの開始年月を、ご教示ください。平成31年4月からとの設定でしょうか。それとも、出来高もしくは完成高に応じ、完成後請求するが、請求回数は80回ということでしょうか？	基本的には完成後請求を受けて支払います。スケジュール通りであれば、請求回数は平成31年7月頃から80回になります。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
43	入札説明書	1	38		1	(2)	イ	(5)			(2)イ(エ)支払手続	サービス購入料A 2は3ヶ月毎に支払が行われる中、割賦金利は6ヶ月物をベースとしており、期間がずれておりますが問題ないでしょうか。	特に問題ありません。
44	入札説明書	1	38		1	(2)	イ	(5)			(2)イ(エ)支払手続	割賦金利を確定する際の金利確定日は施設の引渡時期が異なっている場合、確定日もそれぞれ設ける必要があるとの理解で宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	入札説明書	1	38		1	(2)	イ	(5)			(2)イ(エ)支払手続	入札時の基準金利は平成27年10月9日のものとなっておりますが、実際の金利決定は引渡の2営業日前であり、実際の基準金利が大幅に上昇していた場合、当該差額分を加算した契約金額にて事業契約の変更契約を締結するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	入札説明書	1	38		1	(2)	イ	(5)			(2)イ(エ)支払手続	No43の場合、基準金利が相違する為借入については債権を分ける必要があります。そちらについても問題ないでしょうか。	特に問題ありません。
47	入札説明書	1	38		1	(2)	ウ	(4)			サービス購入料B1	サービス購入料B1は、年4回、計88回にわたり、一定の金額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には事業契約書に記載されたサービス購入量B1の金額が支払われます。
48	入札説明書	1	38		1	(2)	エ	(6)			サービス購入料B3	サービス購入料B3については、「1回あたりの支払額は、PFI事業者の提案による額」とありますが、毎回異なる金額を提案することが可能との理解でよろしいでしょうか。(または、年度毎の金額は提案額となり、四半期毎は当該年度額が四等分されて支払われることになるのでしょうか。)	ご理解のとおりです。
49	入札説明書	1	39		1	(2)	カ				サービス購入料B4	「ユーティリティに関してPFI事業者が直接契約する部分がある場合には、その部分は適用しない」とありますが、直接契約部分について適用されないユーティリティはサービス購入料B4として支払われない、ということでしょうか?その場合PFI事業者としてはユーティリティ費用を請求することができなくなる事態が想定されます。	独立採算となる改良土プラントにかかるユーティリティを除いて、支払われることとなります。
50	入札説明書	1	41		2	(1)	イ	(7)	a		単品スライド	ここでいう「著しい変動」について定量的にお示しください。	予測不可能な変動が生じた場合であり、定量的に示すことは難しいと考えています。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
51	入札説明書	1	41		2	(1)	イ	(7)			建設期間中の改定	単品スライドにおける「著しい変動」、インフレスライドにおける「著しく不相当」にかかる、定量的な指標についてご教示いただけますでしょうか？	No50をご参照ください。
52	入札説明書	1	42		2	(1)	イ	(7)	b		インフレスライド	ここでいう「急激なインフレーションまたはデフレーション」および「著しく不当」について定量的にお示しください。	No50をご参照ください。
53	入札説明書	1	42		2	(2)	イ				物価変動の指数	使用する指数として「下水道」とありますが、括りが大きすぎると思料致します。実際に改訂するときに実態にあった指数がある場合は当該指数を採用できるような協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	適切な指標があれば、協議の対象とさせていただきます。
54	入札説明書	1	42		2	(2)	イ				物価変動の指数	サービス購入料B1、B2について、採用される指数が「下水道」となっておりますが、実態にあった指数項目を事業契約時に協議させていただきたいと考えます。	No53をご参照ください。
55	入札説明書	1	42		2	(2)	ウ				サービス購入料B1、B2、B3の改定	(以下の本質問は後項のサービス購入料B4についても同様の質問とさせていただきます。) 「～3%を超える変動があった場合、以下のとおり改定する。」とありますが、例えば3.1%の変動だった場合、0.1%部分の改定ではなく、3.1%分そのものが改定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	入札説明書	1	42		2	(2)	ウ				サービス購入料B1、B2、B3の改定	(以下の本質問は後項のサービス購入料B4についても同様の質問とさせていただきます。) 「～3%を超える変動があった場合、以下のとおり改定する。」とありますが、同種他事業の事例と比較して割合が大きすぎると思料致します。同種他事業と同様1.5%への変更を検討頂けないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
57	入札説明書	1	42		2	(2)	ウ				サービス購入料B1、B2、B3の改定 B4の改定	「～3%を超える変動があった場合、以下のとおり改定する。」とありますが、仮に3.1%の変動だった場合は、0.1%部分の改定ではなく、3.1%分そのものが改定されると理解してよろしいでしょうか？	No55をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
58	入札説明書	1	42		2	(2)	ウ				サービス購入料B1, B2, B3の改定 B4の改定	「～3%を超える変動があった場合、以下のとおり改定する。」とありますが、今回のような大規模な事業となると、PFI事業者負担額がかなり過大となります。SPC運営のリスク過大となりますので、PFI事業者負担率について下げる方向での協議をお願い致したく存じます。	No56をご参照ください。
59	入札説明書	1	42		2	(2)	ウ				サービス購入料B1、B2、B3の改定	「～3%を超える変動があった場合、以下のとおり改定する。」とありますが、他事例と比較すると物価変動の許容値が高すぎると思われるます。今後見直しされることのあるものと考えて宜しいでしょうか。	No56をご参照ください。
60	入札説明書	1	42		2	(2)	ウ				サービス購入料B1、B2、B3の改定	「～3%を超える変動があった場合、以下のとおり改定する。」とありますが、3%を超えた差分を含めた全部を改定するものとの理解でよろいでしょうか。	No55をご参照ください。
61	入札説明書	1	45		3						サービス購入料の改定	サービス購入料A 2 の基準金利の見直し時期は、「各施設引渡日（改良土施設は解体完了予定）の2営業日前」とありますが、本件の新規施設は、①汚泥燃料化施設、②新第1号焼却炉、③改良土プラントの3種類あることから、各施設の引渡日は以下のようになるとの理解で宜しいでしょうか。 ①汚泥燃料化施設：平成31年3月31日予定 ②新第1号焼却炉：平成34年3月31日予定 ③改良土プラント：平成32年3月31日予定	ご理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
62	入札説明書	1	45		3						サービス購入料の改定	基準金利は「初回基準金利決定日の10年後の応答日」に見直しするとありますが、初回基準金利の決定日が3回に分かれる場合、全ての施設（①汚泥燃料化施設、②新第1号焼却炉、③改良土プラント）の基準金利の見直時期は、汚泥燃料化施設の初回基準金利決定日の10年後の応答日（平成41年3月31日）に合わせるとの理解で宜しいでしょうか。この場合、新第1号焼却炉及び改良土プラントの初回基準金利は各期間に応じた6ヶ月LIBORベース（円-円）スワップレートが適用されるとの理解で宜しいでしょうか。（例：新第1号焼却炉 6ヶ月LIBORベース7年物（円-円）スワップレート、改良土プラント 6ヶ月LIBORベース9年物（円-円）スワップレート） 基準金利の見直時期と回数は、プロジェクトファイナンスの検討にあたって必要な項目ですので、入札説明書及び事業契約書（案）等で具体的な記載をお願いしたいと存じます。	ご理解のとおりです。
63	入札説明書	1	45		3						サービス購入料の改定	2「営業日前」とありますが、2「銀行営業日前」にご修正頂けますでしょうか。	「営業日前」は「銀行営業日前」とご理解ください。
64	入札説明書	1	45		3						サービス購入料の改定	2「営業日前」とありますが、2「銀行営業日前」にご修正頂けますようお願い致します。	No63をご参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
65	入札説明書	1	45	3							基準金利の見直し	<p>サービス購入料A2に係る基準金利の見直し時期は、「各施設引渡日（改良土施設は解体完了予定）の2営業日前」とありますが、「各施設引渡日」とは、①汚泥燃料化施設の引渡日（平成31年3月31日予定）、②新1号焼却炉の引渡日（平成34年3月31日予定）、③改良土施設の解体完了日（平成32年3月31日予定）の3回になる（サービス購入料A2の割賦元本及び割賦金利は3本に分けて算出する必要がある）との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、基準金利の見直し時期として、「初回基準金利決定日の10年後の応答日」とありますが、上記のように初回の基準金利決定日が3回に分かれる場合、基準金利はそれぞれの初回基準金利決定日に対する10年後の応答日に見直しされるとの理解でよろしいでしょうか。（その場合、上記②、③に関しては、残りの割賦支払期間が10年未満になりますが、基準金利は6ヶ月LIBORベース10年物（円-円）スワップレートが適用されるのでしょうか。）</p> <p>※提案書作成にあたっての金融機関との融資条件の交渉上、基準金利の見直し回数や時期について、入札説明書等に具体的に明記していただけないでしょうか。</p>	No62をご参照ください。
66	入札説明書	1	45	3							基準金利の見直し	<p>「各施設引渡日（改良土施設は解体完了予定）の2営業日前」とあることから、「改良土施設」に係るサービス購入料A2は、平成31年度には支払われず、基準金利決定後の平成32年度（平成32年7月請求分）から支払いが開始されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
67	入札説明書	2	46	1							燃料化物の初期単価	<p>燃料化物の初期単価について「トンあたり1000円以上とする」とありますが、近年の類似案件では「100円以上」とだけ規定され、事業者側で単価を提案できる事例が多く見られます。1000円という価格は昨今の市場動向的に高額と思われ、安定した受入先を確保するうえで大きな障害となる懸念があります。以上を踏まえ、改めて初期単価は他事例を参考に「トンあたり100円以上」とし、事業者の裁量に委ねられるよう要望致します。</p>	<p>初期単価は1,000円/トン以上を基本とします。仮に事業性に多大な影響がある場合には、この金額を下回る金額の提案も可とします。ただし、その場合には、当該初期単価を提案した理由（算定根拠）をお示しください。</p>

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
68	入札説明書	2	46								別紙2 燃料化物の単価改定	「固形の燃料化物であれば、トンあたり1,000円(消費税及び地方消費税相当額を除き、輸送費を含まない)以上とする。」とありますが、燃料から発生する灰分等を考慮すると、燃料化物の価値として「1,000円以上」というのは非常に高価といわざるを得ません。現状の石炭価格から判断すると100円程度が妥当と考えます。初期単価の引き下げについてご検討いただけるようお願い致します。	No67をご参照ください。
69	入札説明書	2	46	1							燃料化物の初期単価	燃料化物の初期単価について、「固形の燃料化物であれば、トンあたり1,000円」と記載がありますが、昨今の市場状況を踏まえるとかなり高額と言わざるを得ないと考えます。燃料化物の有価販売運営が必須条件である以上、事業の継続運営に大きな影響(燃料化物の受入先が見つからない等)を及ぼします。近年の事例では「100円/t」程度と設定されています。単価については固形の燃料化物以外の燃料同様、PFI事業者からの提案に基づく単価としていただきたく存じます。	No67をご参照ください。
70	入札説明書	2	46	1							燃料化物の初期単価	「固形の燃料化物であれば、トンあたり1,000円以上」とありますが、10分の1程度が一般的と思われるます。単価については、事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	No67をご参照ください。